

平成 28 年度温室効果ガス排出量算定方法検討会の開催について

1. 背景・目的

気候変動枠組条約（UNFCCC）第 4 条・第 12 条及び関連する締約国会議決議により、附属書 I 国（いわゆる先進国）は、自国の温室効果ガス排出・吸収目録（インベントリ）を作成し、毎年 4 月 15 日までに条約事務局に提出することとされている。

附属書 I 国が提出したインベントリは、条約事務局が編成する専門家審査チーム（Expert Review Team: ERT）により、温室効果ガス排出・吸収量が IPCC ガイドラインに基づいて適切に算定されているか等について審査を受けることとなる。また、カンクン合意に基づく 2020 年排出削減目標の達成に向けては、2 年に一度提出する隔年報告書（Biennial Report: BR）に対する審査プロセスにおいて、目標達成に向けた排出・吸収量のトレンド及び各対策・施策の進捗状況等の評価が実施されている。

我が国のインベントリは、地球温暖化に対する国内の政策・措置を検討する際の基盤となる極めて重要な情報であることから、最新の科学的知見や UNFCCC の下でのインベントリ審査における ERT からの改善勧告等を踏まえ、可能な限り我が国の実態に即した排出・吸収量を算定する必要がある。加えて、カンクン合意の下での 2020 年排出削減目標（2005 年度比-3.8%以上）、ならびにパリ協定の下での 2030 年排出削減目標（2013 年度比-26.0%）の達成に向け、国内の政策・措置による排出削減効果をインベントリに適切に反映していく必要がある。

上記を踏まえ、2017 年 4 月に提出予定のインベントリ（1990～2015 年度の温室効果ガス排出・吸収量）の作成に向け、改訂 UNFCCC インベントリ報告ガイドライン及び 2006 年 IPCC ガイドラインに基づく算定方法の改善・精緻化、審査において指摘を受けた課題への対応、対策・施策による削減効果や進捗状況を反映した算定方法の設定等を検討するため、温室効果ガス排出量算定方法検討会を開催する。

2. 検討事項

- ・ 2017 年提出インベントリ（1990～2015 年度の温室効果ガス排出・吸収量）における算定方法、活動量及び排出係数等の新規設定及び従来からの改善
- ・ 分野横断的課題の検討
- ・ その他

3. 検討体制

温室効果ガス排出量算定方法検討会の下に設置した分野横断的な課題を検討するインベントリワーキンググループ（WG）及び分野別の課題を検討する7つの分科会・タスクフォース（エネルギー・工業プロセス分科会、運輸分科会、HFC等4ガス分科会、農業分科会、廃棄物分科会、森林等の吸収源分科会、NMVOCタスクフォース）において検討を行う。

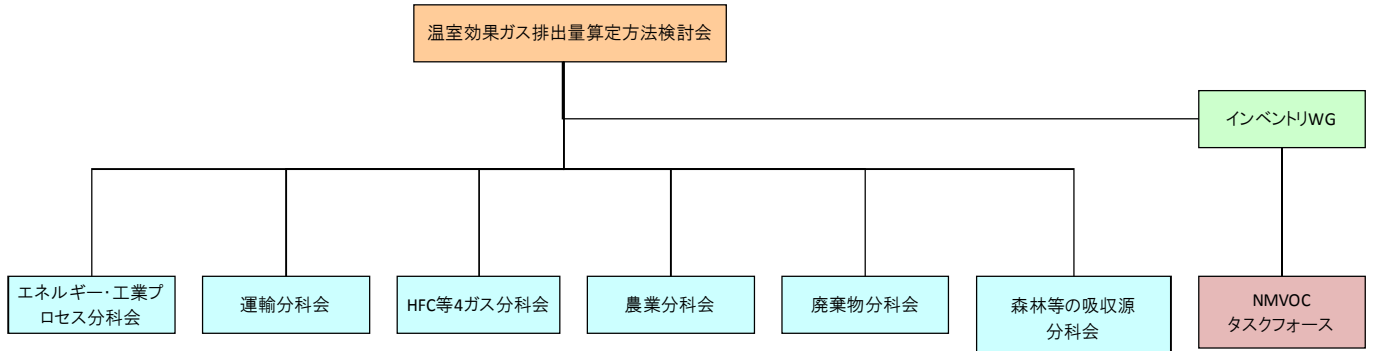


図 1 温室効果ガス排出量算定方法検討会の体制

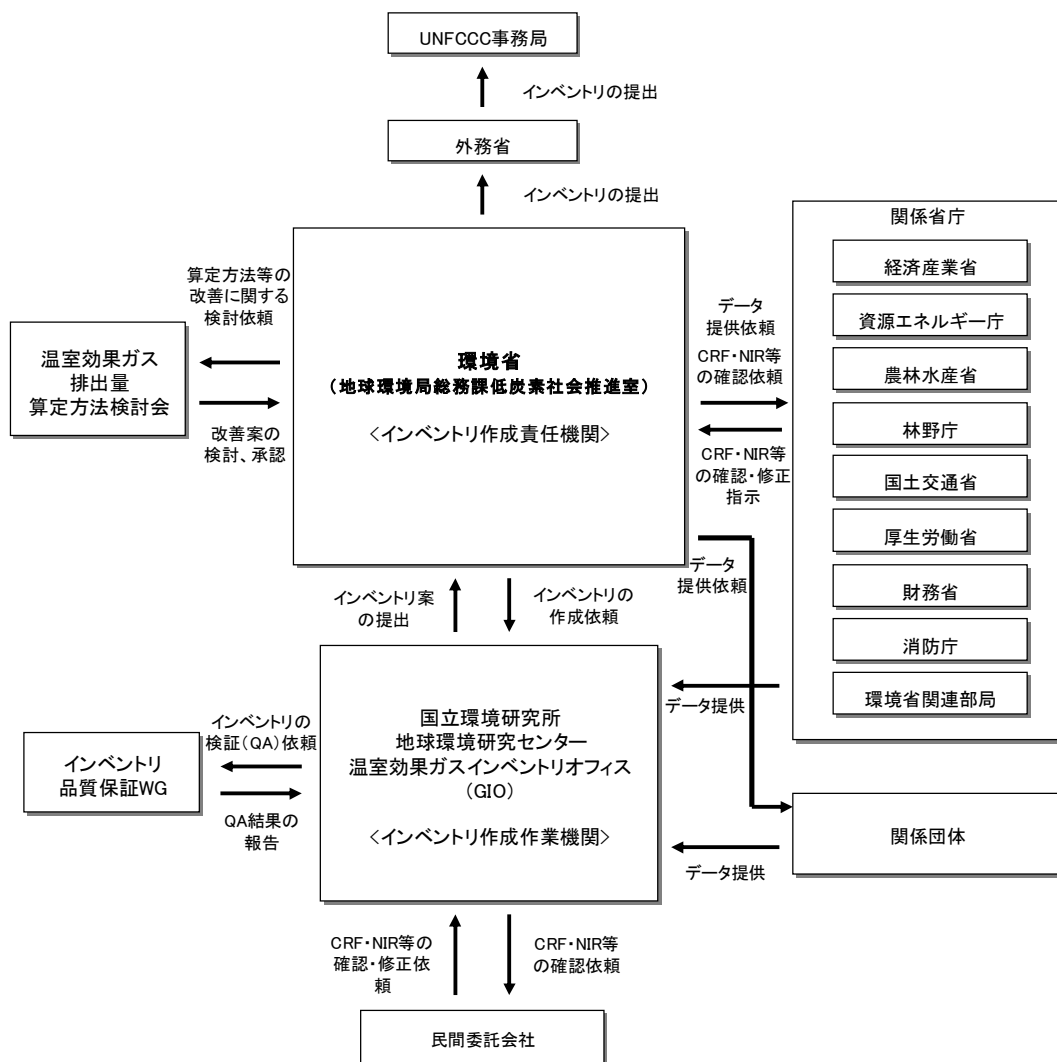


図 2 我が国のインベントリ作成体制

4. (参考) 2020年排出削減目標と進捗評価の仕組み

4.1 気候変動枠組条約における2020年排出削減目標

COP16で採択されたカンクン合意に基づき、先進国は2020年の排出削減目標(自主的に設定)を条約事務局に提出・登録し、削減努力を行うこととなった。この目標達成に向けた進捗状況等について、2年に一度の隔年報告書(Biennial Report: BR)により報告し、国際的評価・審査(International Assessment and Review: IAR)を受けることとなる。

<我が国の2020年排出削減目標^{※1}>

➤ 2020年度に2005年度総排出量比で3.8%^{※2}減以上

※1 本目標は、平成28年5月13日に閣議決定された「地球温暖化対策計画」においても定められている。

※2 3.8%の削減は、原子力発電の稼働に伴う削減効果は含まれていない。

4.2 2020年排出削減目標に向けた進捗評価の仕組み

IARは、専門家審査チーム(ERT)による技術的審査(Technical Review)と、実施に関する補助機関会合(SBI)の下で実施される多国間評価(Multilateral Assessment)の2つのプロセスで構成される。

我が国が2013年12月に提出した第1回隔年報告書については、2014年10月にERTが我が国を訪問し、技術的審査が実施され、審査結果が技術的審査報告書として取りまとめられた。その後、2015年6月の第42回補助機関会合(SBI42)において、多国間評価を受けた。

第2回隔年報告書については、2015年12月に提出し、2016年6月に技術的審査(ERTがドイツに集合して行う集中審査)が実施され、技術的審査報告書が取りまとめられたところであり、今後は2017年5月の第46回補助機関会合(SBI46)において、2回目となる多国間評価を受ける予定である。

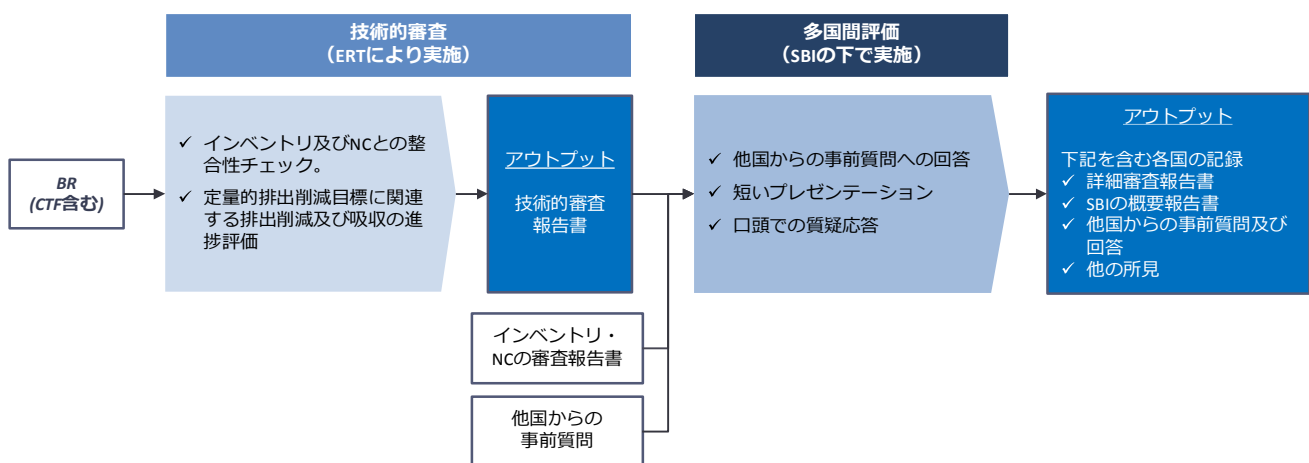


図3 先進国のBRに対する国際的評価・審査(IAR)プロセスの概要

5. (参考) 我が国の 2030 年排出削減目標 (約束草案)

2020 年以降の将来枠組みにおける各国の削減目標については、COP19 の決定により、各国が自主的に 2020 年以降の温室効果ガス削減目標を含む約束草案を策定し、COP21 に十分に先立って条約事務局に提出することが各国に求められていた。我が国では、平成 27 年 7 月 17 日に地球温暖化対策推進本部が開催され、我が国の 2030 年排出削減目標を含む「日本の約束草案」が決定されている。なお、本約束草案は、国連気候変動枠組条約に同日提出された。

我が国の約束草案の概要は以下のとおり。

5.1 我が国の 2030 年排出削減目標

- 2030 年度に 2013 年度比で 26.0%減 (2005 年度比 25.4%減)

5.2 我が国の 2030 年排出削減目標の明確性・透明性・理解促進のための情報 (一部抜粋)

【基準年】

- ・ 2013 年度比を中心に説明を行うが、2013 年度と 2005 年度の両方を登録。

【目標年度】

- ・ 2030 年度 (実施期間：2021 年 4 月 1 日～2031 年 3 月 31 日)

【対象範囲、対象ガス、カバー率】

- ・ 対象範囲：全ての分野 (エネルギー (燃料の燃焼 (エネルギー産業、製造業及び建設業、運輸、業務、家庭、農林水産業、その他)、燃料からの漏出、二酸化炭素の輸送及び貯留)、工業プロセス及び製品の利用、農業、土地利用、土地利用変化及び林業 (LULUCF) 並びに廃棄物)
- ・ 対象ガス：CO₂, CH₄, N₂O, HFCs, PFCs, SF₆ 及び NF₃
- ・ カバー率：100%

【前提条件、方法論】

- ・ 算定方法は、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) が策定し、COP により採択された温室効果ガス排出・吸収量算定のためのガイドラインに準拠。
- ・ 温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素等量) を求める際の係数は、IPCC 第 4 次評価報告書に示された地球温暖化係数 (100 年値) を使用。
- ・ 森林等の吸収源活動による吸収量は、引き続き京都議定書と同様の計上方法により算定。
- ・ 二国間オフセット・クレジット制度 (JCM) については、温室効果ガス削減目標積み上げの基礎としていないが、日本として獲得した排出削減・吸収量を我が国の削減として適切にカウント。
- ・ 算定方法は、今後の算定ルールに関する国際交渉により変更の可能性あり。